

# 第65回 価格調査評価監視委員会 開催結果報告

このほど第65回価格調査評価監視委員会が開催されましたので、議事概要について報告いたします。本委員会は、当会における調査基準、調査実施状況、調査結果等の妥当性、透明性について外部有識者が評価、監視するものです。

## [議事概要]

開催日時	2020年10月21日（13時57分～15時41分）
開催場所	一般財団法人 経済調査会 会議室
出席委員	小林誠治（委員長）、齊藤浩司、榎原涉、塩田克彦、關豊、渡部正（五十音順）
議題	<ol style="list-style-type: none"><li>前回委員会議事録（案）の承認</li><li>事例審議<ol style="list-style-type: none"><li>自主調査：コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）（東京）</li><li>受託調査：橋梁排水管設置工（長野県飯田地区）</li></ol></li></ol>

## [議事要旨]

議題・質問	説明・答弁
1. 前回（第64回）委員会議事録（案）の承認	○事前に配付した議事録（案）について確認、承認された。
2. 事例審議 (1) 自主調査「土木施工単価」秋号より、コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）（東京）について審議。	○（説明）コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）（東京）の概要を説明した後、調査総括表、調査情報票等に従って調査プロセス、調査結果等を説明。  ○清水の調達に関する費用を含む価格となっているが、取引実態を反映しているか。
○はつり工などを含むウォータージェット工全体の調査は行うのか。	○反映している。清水の使用量が少ないため、調達費用を含む価格での取り引きが一般的である。
○調査結果に諸経費は含まれていないが、そのまま積算に使用できるのか。	○市場単価ではコンクリート表面処理工だけを対象工種としており、はつり工などのほかの工種は受託調査で対応している。
○調査協力を得られた事業所が占めるシェアは全体の何%程度か。	○使用できる。諸経費は直接工事費に諸経費率を乗じるなどして別途計上される。
○施工規模加算率・補正係数について妥当性は確認できたか。	○推定で85%程度と捉えている。
○コンクリート表面処理工の需要量について把握しているか。	○継続的に調査するため秋号だけで判断するものではないが、実態と大きな乖離はなく妥当と考えている。  ○はつり工の20分の1程度と聞いている。

議題・質問	説明・答弁
○施工規模の標準数量は500m <sup>2</sup> 以上となっているが、多すぎるのでないか。	○1日ではなく1工事における数量であり、現状では妥当と考えている。
○調査対象事業所について、全国のシェアだけでなく調査対象地区におけるシェアがあれば示してもらいたい。	○情報が入手できた場合は、資料作成において今後留意したい。
(2) 受託調査「橋梁排水管設置工」(長野県飯田地区)について審議。	○(説明)「橋梁排水管設置工」(長野県飯田地区)の特徴と受託業務の概要を説明した後、調査方法、回収データの状況、調査プロセス、調査結果等を説明。
○「施工実績がない」という理由で調査票の回答がなかった事業所は、そもそも調査対象に選定する必要があったのか。	○各事業所の最新の施工実績を確認する目的もあり、今回は幅広く調査対象を選定した。
○国土交通省標準積算基準のVP管を参考にした調査回答とそれよりも多い歩掛の調査回答があるが、後者についてはどのように捉えているか。	○国土交通省標準積算基準のうちVP管ではなく鋼管を参考にしているものと捉えている。また、独自の歩掛を回答している事業所もある。
○高気密ステンレス排水管は中部地方以外に施工実績があるか。	○北海道から鹿児島まで全国に施工実績がある。
○製品メーカーは1社か。	○中部地方に所在する1社である。
○管口径が変更になった場合、歩掛修正にも対応するのか。	○変更された口径であらためて調査を行う。
○過去の同様の調査でも今回と同じ事業所数を調査対象としたのか。	○ほぼ同数を調査対象とした。
○そのうち調査回答のあった事業所数は今回と比べてどうだったのか。	○平成30年度は今回と同じ、平成29年度は2社少なかった。
○過去に同様の調査を実施しているにもかかわらず、今回も調査が依頼された理由は。	○過去の調査とは施工場所などの現場条件が異なるためと考えている。
○調査対象事業所に現場条件等を示す資料は提示しているのか。	○図面を提示している。
○図面等を調査対象事業所に提示している場合は、資料上で分かるようにした方が良い。	○資料作成において今後留意したい。
○高気密ステンレス排水管は軽量なためアンカーの使用数量が少なくて済むことも考えられるが、国土交通省標準積算基準のアンカー設置を適用できるのか。	○国土交通省標準積算基準のアンカー設置の単位は(アンカー) 本当たりであるため、管種の違いなどによりアンカーの使用数量が変わっても適用できるものと考えている。
○高気密ステンレス排水管の施工実績は増加傾向にあるのか。	○やや増加傾向にあると捉えている。
.....	.....
次回委員会の確認	4月23日頃を予定

## 価格調査評価監視委員会規約

### (目的)

第1条 一般財団法人経済調査会が実施する資材価格及び工事費（以下「資材価格等」という。）の調査について、その妥当性・透明性を高め、調査の信頼性を向上させることを目的として、第三者による価格調査評価監視委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

### (委員会の事務)

第2条 委員会は、理事長の委嘱に基づき、次の事務を行う。

- 一 次の事項について、審議すること。
  - イ 資材価格等の調査基準
  - ロ 調査基準に基づく調査実施状況
  - ハ 資材価格等の調査結果
- 二 前号において、審議の対象とする資材価格等は、定期刊行物掲載価格に係る調査及び受託調査のうちから委員会が選定する。
- 三 その他資材価格等の調査に関して必要と認められる事項について審議すること。

### (委員会の委員及び任期)

第3条 委員は、公正中立の立場で審議を適切に行うことのできる学識経験等を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

- 2 委員会は、委員8人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。また委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、非常勤とする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

### (委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長が招集し、原則として年に3回開催する。

### (審議結果の報告)

第6条 委員会は、第2条により審議の対象となった事項に関し、改善すべき事項があると認めたときは、理事長に対し報告する。

- 2 前項の報告及びそれにもとづく改善措置は、その内容を公表する。
- 3 委員会の審議結果は、委員会開催後、国土交通省に報告するものとする。

### (委員会の意見等の聴取)

第7条 委員会は、第2条の事務を行うにあたり、必要に応じて委員以外の者から意見等を聴取することができる。

### (秘密を守る義務)

第8条 委員は、第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

### (事務局)

第9条 委員会の事務局は、一般財団法人経済調査会価格調査評価監視委員会事務局に置く。

### 附則

この規約は、平成15年10月29日から施行する。

この規約は、平成24年7月27日から改定施行する。

この規約は、平成28年4月20日から改定施行する。

この規約は、平成29年4月21日から改定施行する。

## 価格調査評価監視委員会委員名簿（五十音順）

小林 誠治	(一財)公会計研究協会 参与
齊藤 浩司	齊藤浩司公認会計士事務所 公認会計士
榎原 渉	(株)野村総合研究所 コンサルティング事業本部 上席コンサルタント
塙田 克彦	(株)NTTファシリティーズ 首都圏事業本部 エンジニアリング&コンストラクション事業部 コンストラクションマネジメント部 部長 (公社)日本建築積算協会顧問
關 豊	JR東日本コンサルタンツ(株) 博士(工学)
渡部 正	日本大学 生産工学科 土木工学科 特任教授 博士(工学)